ニ　当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあっては、電力需要家に係るものに限る。）である場合

$(A+D\times\frac{1}{2})\times\varepsilon$

Aは、第一号イに定めるところによる。

Dは、第一号ロに定めるところによる。

εは、イに定めるところによる。

ホ　当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあっては、電灯需要家の全部及び電力需要家の二分の一に係るものに限る。）である場合

$(C+B\times\frac{1}{4}+D\times\frac{1}{4})\times\varepsilon$

C及びDは、それぞれ第一号ロに定めるところによる。

Bは、第一号イに定めるところによる。

εは、イに定めるところによる。

ヘ　当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあっては、電力需要家の二分の一に係るものに限る。）である場合

$(A+B\times\frac{1}{4}+D\times\frac{1}{4})\times\varepsilon$

A及びBは、それぞれ第一号イに定めるところによる。

Dは、第一号ロに定めるところによる。

εは、イに定めるところによる。

2　一の原子力発電供用施設が前項の算式による算定の対象となる期間は、当該原子力発電供用施設の設置の工事が開始された日が属する会計年度から当該原子力発電供用施設が廃止される日が属する会計年度までとする。

3　市町村合併により、第一項各号の区分に変更があった場合又は原子力発電供用施設所在市町村の区域に変更があった場合であって、市町村合併の日以前に当該区域内の原子力発電供用施設の着工が確実になった場合にあっては、当該原子力発電供用施設に係る交付金の交付限度額については、それぞれの合併前の市町村の区域を市町村とみなして第一項の規定を適用する。この場合において、市町村合併により原子力発電供用施設所在市町村となる市町村であって、第一項第二号の市町村にあっては、同号中「$\alpha\times\frac{1}{2}$」とあるのは「合併前の$\alpha\times\frac{1}{2}$と合併する原子力発電供用施設所在市町村が該当する各号中のα又はβとの平均した額」と、同項第三号の市町村にあっては、同号中「$\alpha\times\frac{1}{4}$」とあるのは「合併前の$\alpha\times\frac{1}{4}$と合併する原子力発電供用施設所在市町村が該当する各号中のα又はβとの平均した額」と、同項第五号の市町村にあっては、同号中「γ」とあるのは「合併前のγと合併する原子力発電供用施設所在市町村が該当する各号中のα又はβとの平均した額」と、同項第六号の市町村にあっては、同号中「δ」とあるのは「合併前のδと合併する原子力発電供用施設所在市町村が該当する各号中のα又はβとの平均した額」と、同項第七号の市町村にあっては、同号中「ε」とあるのは「合併前のεと合併する原子力発電供用施設所在市町村が該当する各号中のα又はβとの平均した額」と読み替えて適用する。

4　市町村合併により、合併前に原子力発電供用施設所在等市町村以外であった市町村が原子力発電供用施設所在市町村となる場合であって、市町村合併の日以前に当該区域内の原子力発電供用施設の着工が確実になった場合にあっては、当該原子力発電供用施設に係る交付金の交付限度額については、合併する原子力発電供用施設所在市町村が第一項第一号の場合には、同号の「α」を「$\alpha\times\frac{1}{2}$」と、同項第四号の場合には、同号の「β」を「$\beta\times\frac{1}{2}$」と読み替えて第一項の規定を適用する。

第十条　一の電力移出県等（次の各号のいずれにも該当する道府県をいう。以下この条及び第三十一条において同じ。）に対して交付することができる毎会計年度の交付金の交付限度額は、次項及び第三項に定めるところにより算定した金額とする。

一　第十七条第一項の規定によりこの条の規定に基づく交付金の交付の申請が行われる日の属する会計年度（以下この号及び別表第七において「申請年度」という。）において、その区域内において設置が行われている一の発電用施設等に係る別表第七に基づき算定される発電電力量を全ての発電用施設等について合計した電力量（以下この条において「道府県発電電力量」という。）がその区域内における消費電力量（申請年度の前々会計年度の十月一日から申請年度の前会計年度の九月三十日までの期間（別表第七において「対象期間」という。）のものをいう。以下同じ。）を合計した電力量の一・五倍以上である道府県

二　工業再配置促進法を廃止する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十八年政令第百七十八号）（以下「廃止整備政令」という。）第一条の規定による廃止前の工業再配置促進法施行令（昭和四十七年政令第三百八十三号）第二条に定める道県又はその区域内における同令別表第三に掲げる市町村の区域の面積の和がその面積の二分の一以上である府県

2　一の電力移出県等に対して交付することのできる毎会計年度の交付金の交付限度額は、当該電力移出県等の移出電力量（当該電力移出県等の道府県発電電力量からその区域内における消費電力量の合計を差し引いて得た電力量をいう。以下同じ。）をメガワット時を単位として表した数に二十七円を乗じて得た金額とする。

3　第二項の規定による一の電力移出県等に対して交付することのできる交付限度額と、別表第七の表（一）中「一・六」とあるのは「一・二」と、「一・三」とあるのは「一・二」と、表（二）中「二・四」とあるのは「一・八」と、「二・〇」とあるのは「一・八」と読み替えて算定して得られる当該電力移出県等の移出電力量をメガワット時を単位として表した数に二十七円を乗じて得た金額との差額（以下この条において「市町村枠」という。）については、原子力発電供用施設、地熱発電施設、火力発電施設及び水力発電施設の設置がその区域内において行われている市町村若しくはこれに隣接する市町村（市町村合併の日以前に原子力発電供用施設、地熱発電施設、火力発電施設及び水力発電施設の着工が確実になった場合であって、当該原子力発電供用施設、当該地熱発電施設、当該火力発電施設及び当該水力発電施設の所在市町村が合併することにより新たに隣接市町村となる市町村を除き、整備法第四条第七項の規定による同意を受けた同条第一項前段に規定する公共用施設整備計画が同項後段の規定により作成された場合にあっては、同項後段に規定する市町村に該当する市町村並びに整備法第十条第三項の規定による同意を受けた同条第一項に規定する利便性向上等事業計画が同条第二項に規定する市町村に該当する市町村を含む。）が行う第三条第一項各号に掲げる措置に充てるものとする。ただし、市町村枠が一億五千万円未満である場合はこの限りでない。

4　この条における交付限度額の配分は、一の発電用施設等の発電電力量の道府県発電電力量に対する比率（以下この号において「発電電力量比率」という。）に応じて、当該発電用施設等に係る事業地域で行われる第三条第一項各号に掲げる措置に要する費用に配分することを原則とし、特に一の地域に設置が行われている発電用施設等の発電電力量比率の合計が五割を超える場合にあっては、これらの発電用施設等に係る事業地域で行われる当該措置に要する費用として、総交付額の五割以上の比率の配分を行うものとする。

5　前二項の規定により難い場合として認められる場合は、この限りでない。

6　一の電力移出県等の区域内において設置が行われている発電用施設等のうち、第二項の算定の対象となる期間は、当該発電用施設等の設置の工事が開始された日が属する会計年度の翌会計年度から当該発電用施設等が廃止される日が属する会計年度までとする。